

十日町市雇用安定化事業補助金

■内容

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置に係る「雇用調整助成金」の申請に要する経費を補助します。

■補助対象者

十日町市内の事業所

- ※1 原則、雇用保険適用事業主であること。
- ※2 納期の到来した市税を完納していること。

■補助対象経費及び補助額

雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料（計画届作成支援等の費用含む。）

※新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置を受ける場合のみが対象になります。

- 1社当たり1回限り 上限10万円

■補助金申請の方法

ハローワーク十日町への雇用調整助成金の申請後に、次のものを「十日町市産業政策課商工振興係」に提出してください。

- ①補助金交付申請書
- ②補助金実績報告書兼請求書

※休業等実施計画届などハローワーク十日町へ提出した書類及び社会保険労務士からの領収書又は請求書の写しを添付してください。